

基本法案の国会審議における主な答弁等
(基本権関係)

【凡例】 ○：質問（要旨） ●：答弁等

「自律的労使関係制度を措置」の内容について

○ 西村 智奈美 議員（民主）（5月28日（衆・内閣委／法案審議④））
「自律的労使関係制度を措置する」とは。

● 松本 剛明 議員（民主・修正案提出者）

この労働基本権の問題については、これまでもいろいろな場面で、また長いこと議論をされてきたところがございますけれども、政府の原案では、第12条、「政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討する。」このようになっていたものでありますが、その後の委員会の審議、そして与野党の協議を経まして、御案内のとおり、「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。」このような規定になりました。

御案内のとおり、先ほども宮澤議員からも御答弁を申し上げたところと重複する点がありますが、昨年十月の政府の行政改革推進本部専門調査会報告「公務員の労働基本権のあり方について」、この報告において「現行のシステムは、非現業職員について、その協約締結権を制約し、一方で使用者を、基本権制約の代償措置である第三者機関の勧告により拘束する。このように労使双方の権限を制約するシステムでは、労使による自律的な決定は望めない。」このようにされているところでありまして、本条第12条は、このような現状の問題にかんがみて、自律的労使関係制度を措置することを政府に求めているものでありまして、本法がこの修正案を含めて成立をした後には、本条に従って措置されるものと期待をしているところがございます。

○ 又市 征治 議員（社民）（6月5日（参・内閣委／法案審議②））
自律的労使関係ということは、民間の労使関係と同じということか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

自律的労使関係制度を措置することはどういうことなのかというお尋ねでございますが、平成十九年十月の専門調査会報告書においては、「現行のシステムは、非現業職員について、その協約締結権を制約し、一方で使用者を、基本権制約の代償措置である第三者機関の勧告により拘束する、このように労使双方の権限を制約するシステムでは、労使による自律的な決定は望めない。」と書いてございます。

今回の法案第12条では、このような状況の問題にかんがみて自律的労使関係制度を措置することを政府に求めているものと理解をいたしております。

検討等のスケジュールについて

○ 岡下 信子 議員（自民）（5月9日（衆・本会議））

労働基本権については、我が党においてもさまざまな議論があるところであり、今後とも幅広い議論が必要であるとする。今後の進め方について、総理のお考えを伺う。

● 福田 康夫 総理大臣

今回の基本法案では、昨年十月の行政改革推進本部専門調査会の報告の趣旨を踏まえ、「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討する。」としておるわけであり、

議員御指摘のとおり、労働基本権のあり方につきましては、今後とも幅広い議論が必要ですが、政府としては、基本法に基づき、速やかに検討を開始し、結論を得ることとしたいと考えております。

○ 佐々木 隆博 議員（民主）（5月23日 衆・内閣委／法案審議③）

一年ぐらいで検討の結論を出すべきではないか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

基本法案が通る前から、いつまでに結論を出すということを私は申し上げるつもりはございません。しかし、基本法成立後速やかに検討に入るべきだと考えております。

御指摘の専門調査会の議論は、私が大臣に着任をいたしましたときには、延々と出口のない議論をやっているかのように思えました。これではいけないと考えまして、佐々木座長にお願いし、昨年四月を目途に中間取りまとめを出してください、そしてその中間取りまとめを骨太基本方針に反映させたいということをお願いしました。また、秋口には最終答申を出していただきたいということをお願いし、延々とやっていた出口なき議論は、結果として最初から一年半で結論を出していただいたわけでございます。

私が大臣になりましたときから数えますと十カ月で結論を出していただいたわけございまして、この基本法をこの内閣委員会でお認めいただき国会で成立をさせていただいた暁には、当然そういったかつての時間感覚を考えながらこの十二条の検討は進めていくべきものと考えております。

○ 神本 美恵子 議員（民主）（6月5日（参・内閣委／法案審議②））

国公法の改正が必要な法制上の措置であり、それを3年以内で提出することが政府の責務であると解してよいか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

さきの質疑で松井委員にお答えしたとおりでございますが、労働基本権につきましては、政府案では「検討する。」となっていたのに対し、修正後の条文では「自律的労使関係を構築する」となったわけであり、この「措置」には当然法制上の措置が含まれるものと考えますので、法4条に従い、3年以内を目途に法制上の措置を講ずることが政府の責務と考えます。

○ 神本 美恵子 議員（民主） （6月5日（参・内閣委／法案審議②））

5年以内に必要な措置を講じるとは、法案が成立後、速やかに実施に向けた必要な措置を検討して講じていくと解してよいか。

● 松本 剛明 議員（民主・修正案提出者）

今大臣からお話がありましたとおり、この第12条、「国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。」と、この内容は御指摘のとおり、第4条の基本方針の中の一条でございます。その意味で、法制上の措置は3年以内に講ずるものと定められている。あわせて、この法律の施行後5年以内をめどとして必要な措置を講ずるということになりますので、この自律的労使関係制度を措置するに当たって必要な措置は5年以内に講ぜられるものと、そのように法案提出者としては理解をしているところでございます。

○ 神本 美恵子 議員（民主） （6月5日（参・内閣委／法案審議②））

できるだけ早期に実施すべきと考えるが、大臣及び修正案提出者の決意を伺う。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

先ほど松本提出者が述べられましたように、法4条においては、一般的な措置は5年以内を目途、法制上の措置は3年以内を目途と書き分けています。法制上の措置の場合、政府が法案を提出した後、国会で法案が成立し、政省令の整備などがございます。そうした整備を行った上で施行されるまでに時間を要することから3年以内としたものでございます。

先ほども申しあげましたように、専門調査会の議論は出口なき議論でございました。私が大臣になりましたから十か月で結論を出していただいたわけでございます。これからどなたが大臣になるか分かりませんが、やればできるんだという見本であろうかと思えます。

● 松本 剛明 議員（民主・修正案提出者）

今大臣から御決意のお話がありました。特に、期限の第4条は政府に対する求めでございますので、大臣の御決意に従って進めていただくことを私どもも期待をしますが、ここにおいても3年以内、5年以内というふうに法に定めているところでございますが、残念ながら、これまでは言わば、あえて申し上げれば、官僚主導国家では5年以内というのは5年まででいいと、3年以内なら3年まででいいというふうに解されるおそれもあったわけですが、まさにこの法律は、これから政治主導の政治であり、また国の体制、公務員の体制をつくっていくということでございますので、ここがまた同じような解釈になることのないように、政府に対する要請ではありますが、我々も国会の場においてしっかりとその行方を注視すると同時に強く促していくようにしていきたいと、そのように思っているところでございます。

「便益及び費用」の内容について

- 松本 剛明 議員（民主）（5月14日 衆・内閣委／法案審議①）
費用と便益とは。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

この費用と便益という言葉は、金銭換算できるものに限定したものではないと思います。できるだけ広く改革の影響を把握し、わかりやすく国民にお示しできるよう、基本法成立後にこの費用、便益について具体的に検討をしていくことが大事であるかと考えます。

- 川内 博史 議員（民主）（5月21日 衆・内閣委／法案審議②）
費用と便益を算定する要素について、後日、本委員会に提示されたい。

● 【衆・内閣委員会提出資料】

平成20年5月28日
内閣官房

国家公務員制度改革基本法案第十二条における「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用」の内容について

- ・ 基本法案の「便益及び費用」に関連して、行政改革推進本部専門調査会の報告（平成十九年十月十九日）では、以下のようなものを例示している。

（便益関係）

- ① 公務の能率の向上
- ② コスト意識の徹底
- ③ 行政の諸課題に対する対応能力の向上

（費用関係）

- ① 交渉不調の場合の調整も含めた労使交渉に伴う費用の増大
- ② 安易な交渉が行われ、パフォーマンス向上に対応しない人件費の増加を招くおそれ

- ・ 「便益及び費用」の具体的内容は、基本法成立後における検討の対象であり、必ずしも上記に限定されるものではない。

協約締結権のあり方とあわせて検討すべき事項について

○ 佐々木 隆博 議員（民主）（5月21日 衆・内閣委／法案審議②）

一元的な使用者機関の確立が必要ではないか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

一元的な使用者機関設置の必要性については、先ほどの専門調査会の議論の中でも相当突っ込んだ議論が行われたわけでございます。

今回の基本法案では、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負うとともに、職員の育成、活用を府省横断的に行うとともに幹部職員等について適切な人事管理を徹底するための人事を一元的に行う内閣人事庁を設置するものとしております。このため、総務省、人事院その他の国の行政機関が国家公務員の人事行政について担っている機能について、内閣人事庁がその担う機能を実効的に発揮する観点から、必要な範囲で内閣人事庁に移管するものとしております。

具体的にいかなる機関のいかなる機能を内閣人事庁に移すかについては、基本法成立後、その基本法の趣旨に従って検討していくべき課題でございます。

ついでながら、第十二条に基づいて協約締結権のあり方について検討する際には、交渉当事者たる使用者のあり方についても検討がなされるものと理解をいたしております。

○ 菅野 哲雄 議員（社民）（5月23日 衆・内閣委／法案審議③）

使用者機関について大臣の見解如何。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

先ほど来議論をいただいております第12条については、基本法成立後に協約締結権のあり方について検討する際に、交渉における使用者代表のあり方についても検討がなされるものと考えております。

国における使用者機関の確立という課題については、昨年十月に取りまとめられました専門調査会の報告において、改革の方向性の三つの柱のうちの一つの柱とされております。このことを十分踏まえて検討をしまいたいと考えます。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

この基本法を立案する際に、公務員制度の総合的な改革に関する懇談会の報告書をいただいております。その報告書の中で「労働基本権の付与については、専門調査会の報告を尊重する。あわせて、国における使用者機関のあり方について検討する。」とされているところでございます。

まさに、専門調査会の報告書、また今申し上げた懇談会の報告書、あわせて改革の方向性の中で重要課題の一つでございますので、まさにこのことを十分踏まえて、基本法成立後に検討をしまいたいと考えます。

○ 遠藤 宣彦 議員（自民） （5月14日 衆・内閣委）

交渉の透明化が必要ではないか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

今回の基本法案の土台になりました懇談会の答申の中で、行政改革推進本部専門調査会の見解を尊重するという部分がありました。

この専門調査会の報告の中において、「公務員の最終的な使用者は国民・住民であり、その利益に反する不適切な労使慣行は、仮に一部の問題であったとしても許されるものではない。こうした問題の再発の防止と同時に、責任ある労使関係の構築が求められる。」「公務員の労使関係については、不適切な労使慣行の再発を防止して健全な労使関係を構築するためにも、その透明性を高め、説明責任を徹底して果たすべきである。」「労使交渉の透明性の向上については、交渉結果である協約はもちろん、交渉過程まで含めた情報公開が必要である。この点、情報公開の具体的方法等について、検討が必要である。」という部分があります。

基本法成立後の検討において、御指摘の点についても検討を行っていくべきものと考えます。

○ 菅野 哲雄 議員（社民） （5月28日 衆・内閣委）

協約締結権の付与とセットで民間の労働委員会に当たる仲裁機関を設置する考えがあるか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

基本法の成立後、第十二条に基づき協約締結権のあり方について検討する際には、交渉が不調になった場合の調停、仲裁のあり方についてもあわせて検討が行われるものと考えております。

○ 又市 征治 議員（社民） （6月5日 参・内閣委／法案審議）

労使交渉において納得性のある結論を得るためには、現行の人事院勧告に相当するような官民給与の状況を正確に示す仕組みが必要ではないか。

● 渡辺 喜美 公務員制度改革担当大臣

先ほど来申し上げております専門調査会の報告では、「一定の非現業職員に協約締結権を付与し、人事院等による給与勧告を廃止する場合に、交渉や仲裁の基準として、客観的なデータを第三者機関が調査収集する仕組みが必要か、検討が必要である。」といたしております。

基本法成立後、第十二条に基づき協約締結権の在り方について検討する際には、この点も併せて検討がなされるものと考えております。